

朝霞市総合窓口課キャッシュレス決済対応 POS レジ導入業務 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本市が導入を予定するキャッシュレス決済対応 POS レジ導入業務について、提案事業者のシステム概要、運用方法、保守体制等を把握するとともに、提案内容の具体性・実現性を確認し、最適な事業者を選定することを目的とする。

2 実施対象

本プロポーザルに参加表明した事業者が 5 者を超えた場合、一次審査として書類審査を行い、5 者を選定する。また、参加表明が 5 者以下の場合、すべての事業者を対象とする。

3 概要

- (1)事業名 朝霞市総合窓口課キャッシュレス決済対応 POS レジ導入業務
- (2)事業内容 別紙1「朝霞市総合窓口課キャッシュレス決済対応 POS レジ導入業務仕様書」のとおり
- (3)期間 運用開始 令和8年3月13日(金)まで
保守等 契約締結日から令和8年3月31日(火)まで
- (4)導入場所 朝霞市役所 1 階 総合窓口課(住所:朝霞市本町 1 丁目 1 番 1 号)
- (5)提案限度額 1,272,000円(税込み)以内とする
提案限度額に含めるのは、機器調達・導入に係る費用及び令和8年1月1日～令和8年3月31日までに係る月額・保守費用等とする。なお、キャッシュレス決済手数料は提案額には含めないものとする。

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1)別紙1「朝霞市総合窓口課キャッシュレス決済対応 POS レジ導入業務仕様書」に掲げる業務が遂行できること。
- (2)「朝霞市物品の買入れ等競争入札参加者の資格に関する規則」に係る資格者名簿に登録がある事業者。
- (3)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立てがなされていないこと又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続きの申立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4)参加申込書提出日から契約締結日の間、朝霞市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱の運用基準に基づく指名停止措置又は朝霞市の契約に係る暴力団排除措置要綱

に基づく指名除外措置を受けてないこと。

(5)過去5年間に於いて国又は地方公共団体において、キャッシュレス決済の導入及び運用の実績を有していること。

(6)本業務の遂行にかかる関係者等との連絡、調整、打ち合わせ等を円滑に行い得る能力を有していること。

5 導入スケジュール

実施内容	実施期間
公告(仕様書の公表)	令和7年 10 月6日(月)
質問受付期間	令和7年 10 月6日(月)から 10 月17日(金)正午まで
参加申込及び企画提案書提出期間	令和7年10月6日(月)から10月30日(木)正午まで
企画提案書の審査(プロポーザル及びヒアリング)	令和7年11月 7 日(金)
結果通知	令和7年11月中旬
契約締結	令和7年12 月上旬頃
運用開始	令和8年3月13日(金)まで

6 質問の受付・回答

(1)質問の内容

本プロポーザルに関する質問は、参加申込書、企画提案書の作成及び提出に関する事項及び業務実施に関する事項に限るものとし、評価及び審査に関する質問並びに提案内容に係る質問は一切受け付けない。

(2)質問及び回答の方法

①提出様式：質問については、様式第2号を使用すること。

②提出先：総合窓口課

③提出方法：電子メールで提出すること。また、送信後に電話にて到着確認を行うこと。

④提出期限：令和7年10月17日(金)正午まで

⑤質問に対する回答

質問に対する回答は、令和7年10月21日(火)までに朝霞市ホームページで公開する。

7 プロポーザル

(1)企画提案書の作成

企画提案書(任意様式)を本実施要領及び別紙「朝霞市キャッシュレス決済導入事業に関する提案要求仕様書」に基づき作成し提出すること。

(2)プレゼンテーション

プレゼンテーションは企画提案書の内容に基づくほか、以下の必須項目を発表する。

なお、追加資料の配布は認めない。

【必須項目】

- 1 システムの全体概要
- 2 ハードウェア(POSレジ本体、周辺機器)の仕様
- 3 キャッシュレス決済対応範囲(クレジット、デビット、QR、交通系 IC、電子マネー 等)
- 4 ネットワーク環境・セキュリティ対策
- 5 導入スケジュール(調達、設置、試験運用、本稼働まで)
- 6 操作性(利用者・職員双方の視点から)
- 7 保守・サポート体制(対応時間、オンサイト・リモート、障害時対応)
- 8 導入後の運用・教育支援
- 9 提案価格及びランニングコストの概要
- 10 その他、事業者として強調したい点

(3)実施方法

- 1 日 程:令和7年11月7日(金) 9時~17時
- 2 会 場:朝霞市役所 2階 全員協議会室 (オンライン参加可)
- 3 持ち時間:1者あたり40分以内(発表30分、質疑応答10分)とする。
ただし、事前申出により、デモ機を使用して審査員が実技体験を行える場合は、発表時間を10分間、延長することができる。
- 4 出席者:3名以内
- 5 発表方法:パワーポイント等の資料を用いた口頭説明。デモ機・映像等を用いた実演も可とする。ただし、デモ機等を使用する場合の設置及び撤去時間は10分以内にできるものに限る。
- 6 その他:スクリーン・プロジェクター(有線)は市で用意するが、発表に必要なパソコン等は参加者が用意するものとする。

(4)提出資料(データ提出)

- 1 参加申込書(様式第1号)
- 2 会社概要書(パワーポイントで様式は任意)
- 3 類似業務実績報告書(様式第3号)
- 4 プレゼンテーション資料(任意様式) 正本・副本
※正本は社名、社章等を記載したもの
※副本は社名、事業者名等を記載してないこと
- 5 見積書(任意様式)は以下の項目ごとに社名、社章等を記載したもの
 - ・イニシャル費用に関する項目
 - ・ランニング費用に関する項目(令和8年1月分~3月分)
 - ・キャッシュレス決済手数料率表及び年間手数料見込み算出表(様式第4号)
 - ・参考値見積として60か月分のランニング費用
- 6 その他プレゼンテーションに必要とする資料

(5)提出方法・期限

- 1 提出先:総合窓口課
- 2 提出方法:電子メールで提出すること。なお、件名を「朝霞市キャッシュレス決済導入プロポ参加申込書」とすること。また、送信後に電話にて到着確認を行うこと。
- 3 提出期限:令和7年10月30日(木)正午 必着
- 4 その他:電子データにできない資料等の郵送又は、持参も可とするが、正本1部、副本5部を期日までに朝霞市総合窓口課に提出すること。

8 審査について

(1)審査方法

公平性を確保し適正に事業者を選定するため「朝霞市総合窓口課キャッシュレス決済対応 POS レジ導入業務選定委員会設置要綱」に基づき、提出された書類のほか、参加者によるプレゼンテーションの内容により審査及び評価を行い、本業務の履行に最も適した事業者を選定する。

(2)評価項目(主な視点)及び配点

評価項目		配点	主な視点
1	システム機能・操作性	35点	利便性、UI のわかりやすさ、障害発生時の対応しやすさや、集計の種類や集計の管理が容易にできるか
2	キャッシュレス決済端末	35点	キャッシュレス端末の操作性、機能性、多様な決済手段に対応しているか
3	指定納付受託者	20点	入金・決済手数料の支払い方法等が運用しやすいものであるか
4	セキュリティ・信頼性	15点	通信・データ保護、個人情報管理、冗長化
5	導入・運用体制	15点	導入スケジュールの現実性、職員教育・運用サポート
6	保守・サポート体制	15点	障害時対応の迅速性、窓口体制、保守範囲
7	提案価格・コスト妥当性	50点	初期費用・維持費(キャッシュレス手数料含む)のバランス、費用対効果
8	導入実績	15点	地方自治体等から類似業務の受注実績がある等、信頼性が高く具体的に確認できるか。
9	提案の独自性・工夫	50点	サービスの向上や事務の利便性に繋がる独自性の提案やユーザビリティの工夫、拡張性、先進性
合 計		250点	

(3) 評価方法及び契約候補者の決定

【二次審査】

- ・評価委員が項目ごとに採点(5段階:5点満点 → 配点換算)
- ・委員の総合点により順位付けを行う
- ・最終的な契約候補者の決定は総合評価を踏まえ、委員会で協議の上、契約候補者を決定する。なお、契約候補者との契約が不調となった場合には、次点者と交渉を行う。
- ・応募者が1者の場合であっても、委員会において企画提案書及びプレゼンテーションの審査を行い、選定の可否を行う。なお、最低基準点は総合点の6割以上とする。

(4) 留意事項

- ・プレゼンテーションにおいて提出資料と異なる説明を行う場合は、根拠を明示すること
- ・評価結果は開示しない
- ・審査は非公開とする
- ・プレゼンテーション内容は契約条件の一部とみなす

(5) 審査の結果、通知及び公表

審査を受けた全ての参加者に審査結果を通知する。通知は、電子メールにより令和7年11月中旬までに送付することを予定している。

なお、審査方法、審査内容及び審査結果に対する異議は認めない。

9 契約

審査結果通知後、受託候補者と企画提案の内容をもとに契約締結の協議を行う。なお、本プレゼンテーションは、参加者の企画力、提案力、業務遂行能力などを審査するものであるから、業務仕様書の内容については、再度、精査し協議するものとする。その後協議が整い次第、契約を締結する。

契約が不調のときは、次点候補者から順に契約交渉を行う。

10 参加資格の喪失

次のいずれかに該当する場合には、提出された企画提案書等を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失う。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) その他、本市が不適格と認めた場合

11 特記事項

- (1) 本要領等に定める条件等に同意の上、参加すること。なお、朝霞市総合窓口課キャッシュレス決済対応 POS レジ導入業務仕様書に定める条件以外でも、サービス向上と利用者の利便性に繋がる独自性の提案として、契約上限金額以内であれば、本仕様の条件

と併せて独自提案できるものとする。ただし、発表時間の制限以内に限る。

- (2)提案する事業者が1者のみの場合においても、審査を行うものとする。
- (3)本プロポーザルに要する経費は、すべて応募者の負担とする。
- (4)参加申込書を提出後、参加を辞退する場合は様式第5号を提出するものとする。
- (5)提出された書類等は、返却しない。
- (6)提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル業務以外に使用しない。
- (7)提出された書類等は、提出期限までは自由に改変できるものとする。ただし、改変しようとする場合には、提出された書類を一旦持ち帰り、改めて改変された書類を提出すること。
- (8)提出期限を過ぎた後は、提出書類等の差し替え等は認めない。
- (9)提出された書類について、その著作権は参加者に帰属する。ただし、朝霞市情報公開条例(平成13年条例第25号)の規定に基づき、情報公開の対象となるため、参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとして非公開としたい内容については、あらかじめ申し出ること。本プロポーザルについて情報公開請求があった場合、市が公開を判断する際の参考とするが、判断の結果、希望に添えないことがある。

12 問い合わせ・提出先

【担当部署】

朝霞市市民環境部総合窓口課 管理係

住 所 〒351-8501 埼玉県朝霞市本町1丁目1番1号

電 話 048-463-2609(直通)

メール sogo_madoguti@city.asaka.lg.jp